

令和6年能登半島地震により住宅が損傷を受け、
罹災証明書の「住家の被害の程度」が「半壊」以上とされた方

いみず住まい等応援事業補助金（新築等取得事業）

令和6年能登半島地震により住宅が被害を受け、住所の移転や住宅の再建を余儀なくされた方が、自ら居住するために新築等住宅を取得し、5年以上定住する意思のある方に対し、ポイント数に応じて補助します。

対象者

次のいずれにも該当する方

- 令和6年能登半島地震により居住する住宅が被害を受け、罹災証明書の「住家の被害の程度」が「半壊」以上の方
- 住宅の所有者（共有名義の場合は、居住している方で、あわせて2分の1以上の持分を有しており、最も持分の多い方）
- 交付申請日において、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること（ただし、住宅を取得した日から1年を経過する日までに、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること）
- 交付申請日から5年以上取得した住宅に居住する意思があり、かつ、地域コミュニティの参画に同意すること
- 世帯に外国人を含む場合は、日本国に永住権を有し、かつ、市の住民基本台帳に登録されていること
- 取得した住宅に居住する全員が市税の滞納がないこと
- 取得した住宅に居住する全員が、この要綱に基づく補助金、または市が実施する同種のほかの補助金を受けていないこと

対象となる住宅

住宅部分の床面積の合計が70㎡以上の住宅で、次のいずれかに該当するもの

- 新築又は全面建て替えした一戸建ての住宅
- 竣工から2年以内の一戸建ての住宅（中古住宅及び無償で取得したものを除く）
- 三世帯同居のために新築または全面建替えした住宅



補助額

次の表に定めるポイントの数の合計に5万円を乗じて得た額とし、300万円を限度とします。ただし、住宅の取得費用が下回る場合は、当該費用（千円未満の端数は切捨て）を上限とします。

また、高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対する国等の補助金の交付を受けている場合は、その補助金額を差し引くものとします。

補助ポイント	補助ポイントの内容	ポイントの数
新築等取得ポイント	令和6年能登半島地震によりその居住する住宅が被害を受け、罹災証明書の「住家の被害の程度」が「半壊」以上とされた方が、住宅を新築・建替えし、または新築住宅を購入して、居住している場合	30
市内事業者加算ポイント	市内事業者と契約し、住宅を取得した場合	2
世帯に転入者がいる場合は、以下も対象。		
移住・定住加算ポイント	転入者が、取得した住宅に交付申請日から5年以上居住する意思があり、かつ、地域コミュニティの参画に同意する方である場合	4
若者世帯・子育て世帯加算ポイント	交付申請日において、取得した住宅に転入者を含む若者世帯又は子育て世帯が居住している場合	6
子ども加算ポイント	交付申請日において、取得した住宅に転入者を含む子育て世帯が扶養している中学生以下の子どもが居住している場合	子ども1人につき 4
三世帯同居加算ポイント	交付申請日において、取得した住宅に転入者を含めて三世帯同居している場合	6

※市内事業者…市内に住所を有する事業者

※転入者…市外に1年以上住所を有し、転入の日以後2年を経過していない者

ただし、被災当時に市内に在住する者が転出した場合は除く

※若者世帯…交付申請日において夫婦いずれかが40歳未満の場合

※子育て世帯…中学生以下の子どもを扶養する場合

※三世帯同居…若者世帯または子育て世帯を含む三世帯以上の直系親族が同居する場合

申請期限

住宅を取得した日（所有権保存登記日）または取得した住宅の所在地に住民票の住所を定めた日のいずれか遅い日から3か月以内

補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は、補助金の返還が必要です。

○虚偽の申請等をした場合

○不正の行為があった場合

○交付申請日から5年以内に転出または転居した場合

申請に必要な書類

	書類名称	入手方法
☐	罹災証明書の写し	
☐	いみず住まい等応援事業補助金 交付申請書及び請求書（様式第1号の4）	射水市 HP
☐	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	射水市市民課 （取得した住宅へ居住後）
☐	世帯全員の戸籍謄本全部事項証明書 （発行後3か月以内のもの）	本籍地
☐	転入者の戸籍の附票	本籍地
☐	工事請負契約書または不動産売買契約書 （契約日、契約者の記名押印、契約金額、契約物件、 条項の記載のある面）	
☐	領収書（契約金額全額分）	
☐	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数ある場合は、購入したすべて	法務局 （所有権保存または移転登記が完了し、発行後3か月以内のもの）
☐	建築確認申請及び確認済証	
☐	建築確認検査済証	
☐	世帯全員の完納証明書 （発行後3か月以内のもの） ※課税されていない学生は、在学証明書等でも可	射水市収納対策課 （転入者は前住所地の市区町村）
☐	個人情報の取扱いに関する同意書	射水市 HP
☐	いみず住まい等応援事業補助金申請に関する誓約書	射水市 HP
☐	振込先の預金通帳等の写し	
☐	口座振込登録（変更）申請書	射水市 HP
☐	アンケート	射水市 HP

提出先：射水市観光まちづくり課

〒934-0011 射水市本町二丁目13番1号（新湊消防署1階）

TEL:0766-51-6676 FAX 0766-82-7874

